

## 専門部会の設置について

### 川崎市区民会議条例

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

### 川崎市区民会議条例施行規則

- 第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。
- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
  - 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
  - 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
  - 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

### 中原区区民会議要綱

- 第8条 条例第7条に規定する専門部会は、会議に諮り委員長が設置する。
- 2 検討経過及び結果は、会議で報告するものとする。
  - 3 専門部会は、調査検討が終了し会議への報告又は委員の任期の終了をもって解散する。

#### 運営部会

区民会議の円滑な運営を図るため、区民会議で取り組む地域課題を決定し会議の具体的な運営のあり方等について調整を行うために運営部会を設置する。

人数：正副委員長を含め6名程度  
 開催時期：適宜開催  
 審議内容：区民会議で取り組む地域課題について  
 会議次第について  
 報告書のとりまとめ及び広報について 等

#### 協働推進事業検討部会

協働推進事業について、区民会議の審議に付すための具体的な検証及び審査を行うため、協働推進事業検討部会を設置する。

人数：6名程度  
 開催時期：7月及び9月頃(年2回程度)  
 内容：事業評価について  
 次年度事業企画について 等

#### (仮称)課題調査部会

区民会議において検討された地域課題について、課題解決に向けた取組みを効果的に行うために、地域課題に関する必要な情報収集や調査を行うなど、区民会議の審議の補完する役割を担う。

人数：正副委員長を含め6名程度  
 開催時期：適宜開催  
 内容：地域課題についての検証・調査  
 課題解決の取組みの検討 等